

# 令和2年度 事業計画

社会福祉法人

吉田町社会福祉協議会

## 令和2年度社会福祉法人吉田町社会福祉協議会事業計画

### 1 基本理念

ともに支えあい、いつまでも住み慣れた地域で暮らせるまち

### 2 基本目標

#### (1) 基本目標 1

ともに支えあう、住民参加による福祉のまちづくり

#### (2) 基本目標 2

だれもが安心して利用できるサービスの提供

#### (3) 基本目標 3

地域福祉推進のための体制の強化

#### (4) 基本目標 4

地域で安心して暮らせるまちづくり

### 3 令和2年度新規及び重点事業

#### (1) 法人運営課

##### ア 成年後見制度に係る事業【重点】

(ア) 法人後見事業の実施

(イ) 市民後見人養成講座の開催

(ウ) 司法書士による権利擁護相談日の実施

(エ) 司法書士等専門職を講師に成年後見制度等についての研修会を継続実施し、職員のスキルアップを図る。

##### イ 地域居場所づくりの実施【重点】

ボランティア養成講座のテーマである子ども食堂の立ち上げ

##### ウ 事業の統合による効率化と事業効果の向上を図る。【新規】

介護予防普及啓発事業（骨骨貯筋体操）とおいしい集い（栄養講習会）事業を統合し新たに一般高齢者と事業対象者が同時に参加できる事業を新設する。この事業内容の統合により、運動器の機能向上と居場所の一体化した継続的提供が期待できる。

#### (2) 包括支援課

##### ア 総合相談支援業務の実施【重点】

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生

活動を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を実施する。

イ 認知症総合支援事業（委託）の実施【重点】

認知症初期集中支援チームの関与による認知症の早期診断・早期対応や、認知症地域支援推進員による相談対応等を行い、認知症の本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる体制の構築を促進する。

吉田町版認知症マニュアルの周知を図るとともに、小・中学生版認知症サポーター養成講座、高齢者見守り声掛け講座を支援する。

(3) 在宅福祉課

ア 介護保険事業利用者を増やし経営の安定化を目指す。【重点】  
認知機能低下予防（シナプソロジー）を取り入れたサービスを提供し、積極的に周知広報に努め利用者の増加を図る。【重点】

イ デイサービス職員が取得したインストラクターの資格を活かし、社会福祉協議会の事業の中で認知機能低下予防（シナプソロジー）を推進する。【新規】

4 定款に基づく事業計画

(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

ア 組織体制の強化

イ 職員資質向上の実施

(ア) 接遇等職員全体研修の実施

(イ) 法人後見事業の実施に当たり、勉強会の継続開催

(ウ) 外部研修会等への参加

(エ) 中部地区社会福祉協議会事務研究部会等への参加

ウ 会員制度の充実、会員の確保

エ 事務局運営

(ア) 理事会の開催

(イ) 評議員会の開催

(ウ) 監事監査の実施

(エ) 評議員選任・解任委員会の開催

- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
  - ア 福祉体験学習サポートの実施
    - (ア) 福祉出前講座の実施
    - (イ) 福祉体験物品の貸出し
    - (ウ) 福祉学習の提案とサポート
  - イ 人材育成事業の実施
    - (ア) 盲導犬育成施設見学事業の実施
    - (イ) 福祉施設体験の実施
  - ウ ボランティア講座等の実施
    - ボランティア養成講座の開催
  
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
  - ア 情報発信
    - (ア) 社協だよりの発行（年間6回）
    - (イ) センターだよりの発行（年間12回）
    - (ウ) WEBサイトの運営
      - ホームページによる情報発信と内容の充実
  - イ 福祉啓発事業
    - (ア) ふれあい広場の開催（吉田町民福祉の日に開催）
    - (イ) 社会を明るくする運動の啓発（7月）
    - (ウ) 活動団体の運営支援
      - 福祉団体等活動費助成事業の実施
  - ウ 共同募金配分金の地域還元（助成事業）
    - (ア) 地域活動費交付事業の実施
    - (イ) いきいきサロン活動助成金交付事業の実施
    - (ウ) 福祉教育活動支援金交付事業の実施
    - (エ) 歳末たすけあい運動の実施
      - 単身高齢者交流事業、歳末慰問事業
  
- (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
  - ア ボランティアセンターの運営
    - (ア) ボランティア活動団体支援

- (イ) ボランティア活動相談受付
- (ウ) ボランティアニーズのマッチング
- (エ) ニーズ調査の実施
- (オ) ボランティア登録の実施
- (カ) ボランティア保険の加入受付
- (キ) リサイクル支援（古切手、食料、衣類等）
- イ 災害ボランティアセンターの体制の構築
  - (ア) 災害ボランティア人材の発掘及び図上訓練への参加
  - (イ) 災害ボランティアセンター運営マニュアルの検証
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
  - ア 相談支援体制の充実
    - (ア) 民生委員児童委員との連携
    - (イ) 民生委員児童委員の広報・周知
    - (ウ) 自治会、町内会（隣組）との事業連携
      - a 社会福祉協議会費
      - b 社会を明るくする運動
      - c 赤い羽根共同募金運動
      - d 歳末たすけあい運動
      - e 社協だより配布
    - (エ) 地域活動団体とのネットワーク構築
  - イ 関係団体・機関との連携強化
    - (ア) 相談窓口の強化
    - (イ) 窓口での当事者団体紹介
    - (ウ) 当事者団体への支援の実施
    - (エ) 生活支援体制の把握
    - (オ) 在宅医療・介護連携
    - (カ) ボランティア連絡会等への連携協力
- (6) 共同募金事業への協力
  - ア 赤い羽根共同募金の啓発
    - (ア) 職域募金の継続実施
    - (イ) 街頭募金への取り組みの強化
  - イ 歳末たすけあい運動の啓発
  - ウ 共同募金配分金の活用

エ 災害義援金による被災地支援の啓発

(7) 居宅介護支援事業の経営

- ア ケアプランの作成
- イ 相談支援
- ウ 担当者会議の開催
- エ 実習生受入れ

(8) 老人デイサービス事業の経営

- ア デイサービスセンターはあとふるの開設
- イ 認知機能低下予防（シナプソロジー）を取入れたサービスの提供【重点】
- ウ 実習生受入れ

(9) 地域包括支援センターの経営

- ア 包括的支援事業
  - (7) 地域包括支援センターの運営
    - a 総合相談支援業務【重点】
    - b 権利擁護業務
    - c 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
    - d 第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）
  - (イ) 包括的支援事業（社会保障の充実分）
    - a 在宅医療・介護連携推進事業（委託）
    - b 生活支援体制整備事業
    - c 認知症総合支援事業（委託）【重点】
    - d 地域ケア会議推進事業
- イ 介護予防・日常生活支援総合事業  
介護予防・生活支援サービス事業（介護予防ケアマネジメント／居宅要支援被保険者に係るものに限る）
- ウ 任意事業  
介護者のつどい（委託）
- エ 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築
- オ 指定介護予防支援事業

(10) 老人居宅介護等事業の経営

- ア 介護保険認定者への訪問介護の実施
- イ 実習生の受入れ

(11) 障害福祉サービス事業の経営

- ア 居宅介護事業の実施
- イ 重度訪問介護事業の実施
- ウ デイサービスセンターはあとふるでの共生型サービス事業の実施

(12) 移動支援事業の経営

- 視覚障害により移動に困難を有する方及び知的障害又は精神障害により行動上困難を有する方を対象に移動支援事業を実施

(13) 地域支援事業の経営

- ア 認知症予防事業の実施（はつらつ講座）
- イ 介護予防普及啓発事業の実施（おいしい集い）
- ウ 介護予防・生活支援サービス事業の実施（通所型サービスA：おいしい集いA、吉田町健康わくわくデイサービス）
- エ 運動器の機能向上事業の実施（パワリハ教室・生きがいトレーニング）
- オ 外出支援サービスの実施（パワリハ参加者の送迎）
- カ 家族介護支援事業の実施
- キ 産前産後サポート事業の実施

(14) 福祉相談事業

- ア 心配ごと相談事業の実施（年間24回）
- イ ひとり暮らし高齢者の見守り
  - (ア) 給食サービスの実施（年間12回）
  - (イ) 緊急通報装置設置事業の実施
  - (ウ) 交流会の開催
- ウ 権利擁護
  - (ア) 司法書士による権利擁護相談日の実施（年間12回）
  - (イ) 子どもの貧困支援の検討
- エ 福祉用具の貸出し
  - (ア) 車いすの貸出し

- (イ) リフト車両の貸出し
- オ 生活福祉資金貸付事業（静岡県社会福祉協議会取扱い）
- カ 生活困窮者自立相談支援事業の実施強化
  - (ア) 家計相談支援事業の実施
  - (イ) 生活必需品等の給付又は貸与する事業の実施
  - (ウ) 緊急食糧支援事業の実施
  - (エ) 就労支援の実施
  
- (15) 善意銀行貸付事業  
世帯更生相談の実施
  
- (16) 吉田町老人福祉センター経営
  - ア 若返り会の開催
  - イ 健康体操教室の実施
  
- (17) 福祉サービス利用援助事業  
日常生活自立支援事業の実施
  
- (18) 成年後見に関する事業  
法人後見事業の実施【新規・重点】  
市民後見人養成講座の実施【新規・重点】
  
- (19) その他この法人の目的達成のため必要な事業
  - ア 高齢者移動支援事業の実施
  - イ 生活支援コーディネーター事業（地域支え合い推進員）
    - (ア) 生活支援コーディネートの実施
      - a ボランティア活動支援
      - b ボランティア相談
      - c ボランティアのマッチング
    - (イ) 支援体制の把握
      - a 地域活動への参加
      - b 不足するサービス及び支援ニーズの情報収集
    - (ウ) サービス及び支援の担い手の育成
    - (エ) 担い手が活躍する場の確保  
周知・広報の実施



(オ) ネットワーク機能

関係機関との情報共有、意見交換等による連携強化

ウ 地域居場所づくりの実施【重点】

(ア) おいしい集い（栄養講習会）事業

(イ) 男性参加促進事業（健康麻雀等）卒業生への支援

(ウ) こども食堂の実施

エ 公益を目的とする事業

(ア) 在宅介護者家族交流事業の経営

(イ) 吉田町健康福祉センターの経営

5 令和2年度年間行事予定表

月	年間行事	
4月		
5月	監事監査(事業・決算監査)	児童福祉月間
6月	理事会(事業・決算報告) 評議員会(事業・決算報告)	社協会費強化月間
7月		社会を明るくする運動
8月	福祉施設体験事業	特別会費強化月間
9月		老人福祉月間
10月	第38回吉田町ふれあい広場 (10月25日を予定)	赤い羽根共同募金運動
11月	中間監事監査(事業・会計報告)	
12月	歳末たすけあい運動 理事会(中間監事監査結果報告) 評議員会(中間監事監査結果報告)	障害者福祉月間
1月		
2月		
3月	理事会(事業計画・予算) 評議員会(事業計画・予算)	

● 毎月の事業

- ・ 認知症予防事業(はつらつ講座 9会場/月)
- ・ 介護者のつどい(隔月)
- ・ 心配ごと相談(月2回)
- ・ 司法書士による権利擁護相談(月1回)
- ・ 介護予防普及啓発事業(おいしい集い)
- ・ 介護予防生活支援サービス事業  
おいしい集いA  
吉田町わくわくデイサービス
- ・ 定例民生委員児童委員協議会、役員会及び  
運営委員会(各月1回)
- ・ ひとり暮らし高齢者給食サービス(月1回)
- ・ 社協だよりの発行(隔月)
- ・ センターだよりの発行(月1回)

● 常時実施している事業

- ・ 生活困窮者自立支援事業
- ・ 家計相談支援事業
- ・ 生活必需品等の給付又は貸  
与する事業
- ・ 緊急食糧支援事業の実施
- ・ 就労支援の実施
- ・ 生活福祉資金貸付相談
- ・ 日常生活自立支援事業
- ・ 車いす・リフト車の貸出し
- ・ 高齢者移動支援事業
- ・ 緊急通報装置設置事業
- ・ ボランティアセンター事業
- ・ 善意銀行貸付相談